



「モニタリング装置」事件

(知財高判平成30年4月16日 平成29年(行ケ)第10139号<sup>1)</sup>)

概要

- (1) 審決取消訴訟において、進歩性の判断の誤りが争点となった事例。  
 (2) 引用発明における条件判断の順序を入れ替えることが、単なる設計変更であるということはできないから、相違点に係る本願補正発明の構成は、容易に想到することができるものではないと判断された(特許庁審決を取消)。

対象特許(特許第6368239号<sup>2)</sup>)

【請求項1】

レーダー送信機及びレーダー受信機を備えるレーダーセンサを用いてホスト自動車の外部の環境で1又は複数のターゲット物体をモニタリングするための装置であって、

前記装置は、前記ホスト自動車と前記1又は複数のターゲット物体との間の所定の相対移動の検知に応答して少なくとも1のアクションを開始するように構成され、

前記装置は、前記ホスト自動車の延伸軸からの前記ターゲット物体又は各ターゲット物体の距離である横方向オフセット値を判断し、前記横方向オフセット値に基づいて前記少なくとも1のアクションの始動が行われないうように、前記少なくとも1のアクションの始動を無効にし、

前記装置は、前記レーダーセンサの出力に応じて前記ターゲット物体又は各ターゲット物体の前記横方向オフセット値を判断するように構成された装置。

引用発明(特開2005-28992号公報<sup>3)</sup>)

引用発明の衝突対応車両制御は、衝突対応制御プログラムが実行されることによって行われる。同プログラムは、S1の自車線上存在物特定ルーチン及びS2のACC・PCS対象特定ルーチンにおいて、自車線上の存在物であるか否かという条件の充足性が判断され、その後処理されるS5のACC・PCS作動ルーチンにおいて、自車両の速度、ブレーキ操作部材の操作の有無、自車両と直前存在物との衝突時間や車間時間等の条件に応じて、特定のACC制御やPCS制御が開始され、又は開始されないというものである。

相違点に係る構成

本件発明と引用発明との相違点に係る構成は、次の表1の通りである。

(表1)

本件発明	引用発明
ターゲット物体又は各ターゲット物体の「横方向オフセット値に基づいて前記少なくとも1のアクションの始動が行われないうように、前記少なくとも1のアクションの始動を無効にし」ている。	「各特定存在物 $C_n$ の変位量 $\Delta Q'$ ( $C_n$ )の絶対値」、つまり、「幅方向において自車線中心線COLからどの程度離れているか」の値が、「自車線幅 $W_{OL}$ より大きい場合に、制御における対象から外され」、「絞込み」に

<sup>1</sup> [https://www.ip.courts.go.jp/app/hanrei\\_jp/detail?id=4902](https://www.ip.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail?id=4902)

<sup>2</sup>

<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1800/PU/JP-6368239/6C542B5016BA7D0071885A91A54B21957227091B99C177B796DA187C2D64F157/15/ja>

<sup>3</sup>

<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1800/PU/JP-2003-195958/B5FEE6B7B5AE894B3C086D89DDA0A4385A6D33D8C7D873A4F03DE3E4B2E3BDE/10/ja>

	より除外されたその「特定存在物」については、「自車線上に存在」しないと「判定」し、これにより、「v) ACC・PCS作動ルーチン」における「PCS制御」や「減速ACC制御」の「制御における対象から外され」、「作動装置」の「作動が開始」することは無いものの、「作動装置」の「作動が開始」することを無効にする、とは明記されていない。
--	--

### 裁判所の判断

裁判所（知財高裁）は、「複数の条件が成立したときに特定のアクションを始動する装置において、複数の条件の成立判断の順序を入れ替えることが通常行い得る設計変更であったとしても、引用発明において、まず、特定のACC制御やPCS制御を開始するために自車両の速度等の条件判断を行い、続いて、自車線上の存在物であるか否かという条件の充足性判断を行うという構成を採用することはできない。よって、引用発明における条件判断の順序を入れ替えることが、単なる設計変更であるということとはできないから、相違点に係る本願補正発明の構成は、容易に想到することができるものではない。」と判断した。

### まとめ

本件において、引用発明を、相違点に係る本件発明の構成に至らしめるためには、少なくとも、まず、自車線上の存在物であるか否かという条件の充足性判断を行い、続いて、特定のACC制御やPCS制御を開始するために自車両の速度等の条件判断を行うという引用発明の条件判断の順序を入れ替える必要があった。しかし、引用発明では、自車線上の存在物であるか否かという条件の充足性判断を、ACC制御、PCS制御のための処理の前に行うか、後に行うかによって、その技術的意義に変動が生じるものであった。このため、引用発明において、まず、特定のACC制御やPCS制御を開始するために自車両の速度等の条件判断を行い、続いて、自車線上の存在物であるか否かという条件の充足性判断を行うという構成を採用することはできなかつた。その結果、引用発明における条件判断の順序を入れ替えることが、単なる設計変更であるということとはできないから、相違点に係る本件発明の構成は、容易に想到することができるものではないと判断された。

審査等においては、審査官等が先行技術の条件を安易に入れ替えて、審査対象である発明の進歩性を否定することがあると思われる。引用発明における条件の入替については、各条件が既に引用発明に開示されているので、入れ替えることは容易であると思ってしまうかもしれない。しかし、このような場合でも、安易に諦めるのではなく、入れ替えることができない何らかの技術的理由があれば、反論する余地はあると思われる。

**キーワード** 特許、進歩性（29条2項）、設計的事項、動機付け、制御

[担当] 深見特許事務所 佐々木 真人

### [注記]

本レポートに含まれる情報は一般的な参考情報であり、法的助言として使用されることを意図していません。IP案件に関しては弁理士にご相談下さい。